

公立大学法人京都市立芸術大学要休養職員取扱規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、傷病のため長期の休養を要する次の各号に掲げる職員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 常勤の職員（試用期間中の職員及び臨時職員を除く。）
- (2) 就業規則第21条の規定により再雇用された者のうち常勤の職員以外の職員

(審査)

第2条 次の各号のいずれかに該当する職員があるときは、理事長は、速やかに、要休養職員審査委員会（以下「委員会」という。）に当該職員の休養に関し必要な事項を審査させるものとする。

- (1) 結核性呼吸器病にり患したと認められる職員
- (2) 結核性呼吸器病以外の傷病による休務が、引き続き75日（当該休務の期間が2以上ある場合において、これらの期間の間に18日以上期間がないときは、これらの休務の期間は、引き続き休務したものとみなす。）に達した職員
- (3) 復職後6箇月以内に再び発病したと認められる職員

2 公立大学法人京都市立芸術大学職員給与規程細則第39条第2項及び第3項の規定は、前項第2号に掲げる75日及び18日の日数の計算について準用する。

3 前条第2号に規定する職員については、第1項第2号中「75日」とあるのは「4箇月」と、「18日」とあるのは「1箇月」とする。

(休職)

第3条 委員会の審査の結果、職員が結核性呼吸器病にり患したと判定されたとき、又は前条第1項第2号若しくは第3号に該当する職員がなお相当長期にわたって休養を要すると判定されたときは、理事長は、当該職員を就業規則第14条第1項第1号の規定により、1年間休職させる。

2 職員の休職の期間が1年に達した場合において、委員会が当該職員はなお勤務に服することができないと判定したときは、更に1年間その休職の期間を更新する。職員の休職の期間が2年に達した場合においても、同様とする。

3 復職後6箇月以内に再び発病し就業規則第14条第1項第1号の規定により休職される職員の休職の期間は、前後の休職の期間を通算して3年を超えることができない。

- 4 理事長は、休職の期間中において、職員を復職させようとするときは、あらかじめ、委員会の審査に付するものとする。

(休職者の義務)

第4条 休職者は、療養に専念し、かつ、休養に関する理事長の指示に従わなければならない。

- 2 休職者は、毎月保健所その他の医療機関において検診を受け、その結果を理事長に報告しなければならない。

- 3 理事長は、休職者が前2項の規定に違反したとき、又はその他の不正の行為を行ったと認めるときは、相当の処分を行うことがある。

(委任)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行に伴う経過措置に関し必要な事項は、理事長が定める。